

豪雨等による災害危険箇所情報を把握するために

災害危険箇所モニターを委嘱

令和元年6月17日



〈署長からモニターへ委嘱状を交付〉



〈モニターの皆さんとの記念撮影〉

八幡東警察署では、平成26年11月に「災害危険箇所モニター制度」を発足させましたが、任期の経過等もあって本年6月、新たにモニター8名を委嘱させていただきました。

この制度は、全国各地で毎年のように突発的な集中豪雨等による土砂災害等が発生している情勢にあることから、これらの自然災害発生時において、警察や消防などの救助部隊による初動的な避難誘導、救助活動を的確に行うための情報収集活動の一環として同モニターを委嘱、警察活動への協力を図るものです。

モニターの皆さんの主な役割としては、警察からの問合せにより、自宅付近の様子や近隣の被害状況等をはじめ、知り得た内容を報告してもらったり、モニターの方から報告又は通報していただくこととしています。

また、モニターを選定した理由としては、過去に大雨による土砂崩れや倒木など被害の発生状況等に鑑み、当署独自で危険箇所（エリア）を管内8ヶ所に指定したため、同所の近隣にお住まいの8名とさせていただいたものです。

当署では、このように八幡東区民の皆様の「安全、安心の確保」を目指し、署員一丸となって活動してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。